

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 1 月 14 日

四日市市教育委員会委員長 渡 邊 悌 爾

四日市市教委規則第 1 号

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

四日市市立小中学校管理規則（平成 13 年四日市市教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>(その他の常勤職員)</p> <p>第 19 条 前条に定めるもののほか、必要により次の常勤職員を学校に置くことができる。</p>		<p>(その他の常勤職員)</p> <p>第 19 条 前条に定めるもののほか、必要により次の常勤職員を学校に置くことができる。</p>	
<p><u>主幹教諭</u></p>	<p><u>校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。</u></p>	<p>講師</p>	<p>教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。</p>
<p><u>指導教諭</u></p>	<p><u>児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</u></p>	<p>養護助教諭</p>	<p>養護教諭の職務を助ける。</p>
<p><u>栄養教諭</u></p>	<p><u>児童又は生徒の食に関する指導及び給食管理をつかさどる。</u></p>	<p><u>栄養教諭</u></p>	<p><u>児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。</u></p>
<p>講師</p>	<p>教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。</p>	<p>学校栄養職員</p>	<p>学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。</p>
<p>養護助教諭</p>	<p>養護教諭の職務を助ける。</p>	<p>用務員</p>	<p>学校の環境の整備その他の用務に従事する。</p>
<p>学校栄養職員</p>	<p>学校給食の栄養に関する</p>	<p>調理員</p>	<p>学校給食の調理に従事する。</p>

	る専門的事項をつかさどる。
用務員	学校の環境の整備その他の用務に従事する。
調理員	学校給食の調理に従事する。

2 (略)

(休暇、欠勤の報告等)

第24条 校長は、引き続き13日(校長の場合にあっては6日)を超える職員の休暇を承認したときは、委員会に報告しなければならない。

2及び3 (略)

(学級編制)

第26条 校長は、学級編制について、三重県教育委員会に必要な資料を添えて届け出た学級数及び学級ごとの児童生徒数に基づいて学級を編制しなければならない。

2 (略)

(教務主任等)

第29条 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、当該学校の主幹教諭が教務主任、学年主任、又は保健主事の担当する校務を整理するとき、当該学校又は学年の規模が小規模である等特別の事情のあるとき

2 (略)

(休暇、欠勤の報告等)

第24条 校長は、引き続き13日を超える職員の休暇を承認したときは、委員会に報告しなければならない。

2及び3 (略)

(学級編制)

第26条 校長は、学級編制について、三重県教育委員会の同意を得るために必要な資料を委員会に提出し、同意を得た学級数及び学級ごとの児童生徒数に基づいて学級を編制しなければならない。

2 (略)

(教務主任等)

第29条 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、学校又は当該学年の規模が小規模である等特別の事情のある学校については、教務主任、学年主任又は保健主事を置かないことができる。

は、教務主任、学年主任、又は保健主事を、それぞれ置かないことができる。

2 教務主任及び学年主任は、当該学校の指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 保健主事は、当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭をもってこれに充てる。

4 から 6 まで (略)

(生徒指導主事等)

第 30 条 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、当該学校の主幹教諭が生徒指導主事、又は進路指導主事の担当する校務を整理するとき、当該学校又は学年の規模が小規模である等特別の事情のあるときは、生徒指導主事、又は進路指導主事を、それぞれ置かないことができる。

2 生徒指導主事及び進路指導主事は、当該学校の指導教諭又は教諭をもってこれに充てる。

3 及び 4 (略)

2 教務主任及び学年主任は、当該学校の教諭をもってこれに充てる。

3 保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭をもってこれに充てる。

4 から 6 まで (略)

(生徒指導主事等)

第 30 条 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

2 生徒指導主事及び進路指導主事は、当該学校の教諭をもってこれに充てる。

3 及び 4 (略)

(学校栄養職員をもって充てる職)

第 35 条 小学校に、総括主任学校栄養職員又は主任学校栄養職員を置くことができる。

2 総括主任学校栄養職員又は主任学校栄養職員は、当該学校の学校栄養職員をもってこれに充てる。

3 総括主任学校栄養職員及び主任学校

<p><u>第 3 5 条</u> (略)</p> <p><u>第 3 6 条</u> (略)</p> <p><u>第 3 7 条</u> (略)</p> <p>(<u>感染症発生</u>の処置)</p> <p>第 4 2 条 校長は、職員、児童、生徒又はその同居者中に、<u>学校保健安全法施行規則</u>（昭和 3 3 年文部省令第 1 8 号）<u>第 1 8 条</u>に定める第 1 種、第 2 種又は第 3 種の疾病が発生したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>栄養職員は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する特定の専門的職務をつかさどる。</u></p> <p><u>第 3 6 条</u> (略)</p> <p><u>第 3 7 条</u> (略)</p> <p><u>第 3 7 条の 2</u> (略)</p> <p>(<u>伝染病発生</u>の処置)</p> <p>第 4 2 条 校長は、職員、児童、生徒又はその同居者中に、<u>学校保健法施行規則</u>（昭和 3 3 年文部省令第 1 8 号）<u>第 1 9 条</u>に定める第 1 種、第 2 種又は第 3 種の疾病が発生したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会学校教育課)